

「（仮称）都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業 環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

〔全体事項〕

- (1) 各環境影響評価項目の調査について、具体的な地点の数及び位置並びに実施時期等が示されていないため、調査地点等の根拠を明確にしたうえで実施すること。
また、予測及び評価の実施に当たっては、調査の結果を踏まえて具体的な環境保全措置及び事後調査の内容を検討すること。
- (2) 事業及び工事の実施に際しては、事業の進捗に応じ、地域住民等を対象とした情報発信や説明会の開催など、地域住民等の理解を得るよう努めるとともに、その際に得られた地域住民等からの意見にも配慮すること。

〔大気環境〕

＜全般＞

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺の道路は幅員が狭い部分があり、資材置き場の設置を行った場合、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による騒音及び振動の影響が懸念される。
工事の実施に伴う騒音及び振動の影響については、工事計画に応じ適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 列車の走行に伴う騒音及び振動の予測及び評価については、具体的な鉄道のルートを決めて検討すること。
また、影響が大きいと予測及び評価される場合の環境保全措置の検討に当たっては、回避又は低減を前提にルートの見直しも含めて検討すること。

＜騒音＞

- (1) 騒音に係る予測に当たっては、「道路交通騒音の予測モデル：ASJ RTN-Model 2023」を利用するなど、最新の知見を活用すること。

〔水環境〕

＜全般＞

- (1) 水象及び水質の調査地点について、対象事業実施区域及びその周辺の利水の状況を踏まえて、鉄道のルート（橋梁）よりも下流側の地点を選定すること。
また、トンネルの工事の実施に伴う濁水の発生等の影響を考慮し、トンネルの坑口北部から白川までの間の水路を調査地点として1地点以上選定すること。

＜地下水＞

- (1) 対象事業実施区域は、熊本県地下水保全条例第 25 条の 2 第 1 項に基づく重点地域に指定されており、重要な地下水かん養域に相当する。
そのため、地下水の水位、流向等の調査に当たっては、影響が把握できる適切な地点を選定すること。
また、予測に当たっては、事業の実施による地下水かん養量への影響を定量的に予測するとともに、回避又は低減等するための環境保全措置を具体的に検討のうえ、当該地域の地下水のかん養量が減少しないよう可能な限り配慮すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、上記のとおり、重要な地下水かん養域に相当するため、事業計画の具体化等により、地下水の水質への影響が想定される場合は、環境影響評価の項目として選定するとともに、調査、予測及び評価を実施すること。

〔生態系〕

＜動物＞

- (1) コウモリ類の調査に当たっては、トンネルの坑口付近における台地部の斜面にねぐらとしている横穴が存在しないか、地域住民への聞き取りのうえ踏査等により確認すること。

〔景観・人の自然との触れ合いの活動の場〕

＜景観＞

- (1) 景観の予測及び評価に当たっては、眺望点からの景観の変化について、フォトモンタージュ等により示したうえで予測及び評価の結果を示すこと。
また、その結果を踏まえ、より景観への影響が少ない計画を検討すること。
- (2) 熊本県及び阿蘇郡市 7 市町村では、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指しており、カルデラ及びその周辺の文化的景観等の維持・保全が重要である。
対象事業実施区域は、阿蘇火山（阿蘇カルデラ）と近接していることから、当該景観資源への影響を可能な限り回避又は低減する計画となるよう配慮すること。